

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

第7章 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針

1 歴史的風致形成建造物の指定の基本的な考え方

本町においては、これまで歴史的建造物について、文化財保護法を始めとして県並びに町の文化財保護条例に基づく指定等を行い保存、活用に取り組んできた。

今後、湯浅町固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を形成している未指定等の歴史的建造物で、その価値を認められるものについて「歴史的風致形成建造物」に指定することとする。

町の指定文化財や国の登録有形文化財（建造物）については、特に積極的な指定を検討し、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。民間所有の建造物については、所有者などの合意を得られた上で指定を検討する。

なお、重点区域において、引き続き歴史的建造物の調査を行い、歴史的風致形成建造物の指定基準及び指定方針に合致するものについては、随時追加指定を行う。

2 歴史的風致形成建造物の指定基準

本町の歴史的風致形成建造物の指定基準は、以下のいずれかに該当するものを指定することができる。

- ア 意匠、形態、技術性が優れているもの
- イ 地域の固有性、歴史性、希少性などの観点から保存が必要なもの
- ウ 歴史的なまちなみの構成要素として重要なもの

ただし、指定にあたっては、以下の条件を満たすことが前提となる。

- ・ 概ね築50年経過しているもの
- ・ 所有者又は管理者などにより、今後、当該建造物の適切な維持管理が見込まれるものであること
- ・ 所有者の同意が得られるもの

3 歴史的風致形成建造物の指定対象

本町の歴史的風致形成建造物の指定対象は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ア 文化財保護法に基づく選定・登録有形文化財
- イ 和歌山県文化財保護条例に基づく指定等文化財
- ウ 湯浅町文化財保護条例に基づく指定文化財（建造物）
- エ 湯浅町伝統的建造物群保存地区保存条例に基づく伝統的建造物
- オ 本町の歴史的風致の維持向上を図る上で特に町長が必要と認めたもの

2.歴史的風致形成建造物の管理の方針

1 歴史的風致形成建造物の管理の指針

①外観に関する指針

歴史的風致形成建造物の外観については、歴史的風致を形成する特に重要な要素となるため、その変更については、十分な検討と配慮が必要である。

また、歴史的風致形成建造物の保存と復元に努めることとあわせて、それが有効に活用されるよう、パンフレット・ホームページなどを通じての広報活動や町民歴史講座などによる啓発活動を継続的に実施していくこととする。

②内部に関する指針

歴史的風致形成建造物の内部については、個々の建造物の価値や用途に応じて適正な維持・管理に努める。また、そこで営まれている生活などへの配慮や毀損の防止などに留意しながら、可能であるものについて一般公開や諸活動が行われるよう取組む。ただし、公開・活用にあたっては、建造物の耐震性などの防災的見地からの配慮や文化財的価値が損なわれることがないように十分配慮するものとする。

2 歴史的風致形成建造物の維持・管理の指針

歴史的風致形成建造物の維持・管理は、指定対象となった個々の文化財などの保護の指針に従うことを基本とする。

ア 国選定・登録有形文化財

選定・登録有形文化財については、現状の維持又は調査に基づく修理を基本とし、通常望見できる範囲への変更行為は、できる限り行わないものとする。

公開・活用に際して、人々の活動の場としての継続性に配慮するとともに、必要な防災上の措置などを行うものとする。

イ 県指定等・町指定文化財

指定文化財については、条例により、現状維持、または保存修理、復元を基本とし、増改築などに関しては、当該建造物の保存上、やむを得ない場合を除き、原則認めない。

また、公開・活用のために必要な防災上の措置などについて、価値の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。

ウ 歴史的建造物で町長が必要と認めたもの

適切な文化財指定・登録などに取組み、それぞれに対応する法令や条例に基づく保存に努める。

外観については、本来の建造物の意匠を尊重した範囲で実施する小規模な改変のみ認めるものとする。

3 歴史的風致形成建造物の指定に伴う義務など

ア 所有者の管理義務

指定を受けた建築物の所有者及び管理者は、建造物の保存に支障をきたさないよう、適切に管理する義務が生じる。

イ 増築などの制限と届出

建造物の増築、改築、移転又は除却を行う場合には、着手する30日前までに、町長に届出が必要である。

ウ 町長は、建造物の保全に支障をきたすものであると認めた場合には、設計の変更などの措置を構わずに勧告することができる。

エ 指定を受けた建造物が、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された場合、又は滅失、毀損その他の事由により指定の理由が消滅した場合は、指定を解除する。

オ 建造物の所有者に異動などがあつた場合は、新しい所有者は、町長に届出が必要である。

4 届出不要の行為

歴史的風致形成建造物の増築などの届出が不要の行為は、歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行例第3条第1項に基づき、届出が不要な行為については、以下の場合とする。

- ・文化財保護法第57条第1項に基づく登録有形文化財について、同法第64条第1項の規定に基づく現状変更の届出を行った場合。
- ・和歌山県文化財保護条例第2条第1項に基づく和歌山県指定有形文化財（建造物）について、同条例第11条第7項の規定に基づく修理の届出及び同条例第12条第1項に基づく現状変更などの許可申請を行った場合。
- ・湯浅町文化財保護条例第2条第1項に基づく湯浅町指定有形文化財（建造物）について、同条例第6条第7項の規定に基づく修理の届出及び条例第7条に基づく現状変更などの許可申請を行った場合。

3.歴史的風致形成建造物の候補

歴史的風致形成建造物の指定が考えられる建造物を列举する。

このほか、歴史的風致を形成していると認められるもので、その維持向上のために保存を図る必要がある建造物については、随時、指定していく。

その他については、必要に応じて所有者のご協力を得て調査を進め、今回の候補には記述せず、調査が終了した後追加するものとする。

	名称	写真	所在地	所有者	備考
1	弁財天堀の中波止		湯浅町湯浅	和歌山県	
2	立石茶屋		湯浅町湯浅	湯浅町	
3	逆川王子		湯浅町吉川	吉川区	
4	JR 湯浅駅		湯浅町湯浅	JR西日本	